

第13回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成30年4月20日(金) 9時30分～11時30分

(場所) 中央合同庁舎第2号館 11階 共用1101会議室

(議事) 1 事業報告書に係る論点の検討

2 独立行政法人会計基準に係る論点の検討

【1 開会】

- 会田座長からメンバーの所属の変更等について報告があった。

【2 事業報告書に係る論点の検討】

- 「事業報告書に係る論点」に関する事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

・法人との意見交換をする中で、方向性がかなり見えてきたと思っている。新しい事業報告書の記載事項だと非常に読む気になるのではないか。今後の話としては、理事長や理事の方々に今回の新しい試みを説明するなど、そのような取組をすると、より運用がうまくいくのではないかと思う。

・業務運営上の課題・リスク及びその対応策の書き方については、リスクをどのように抽出していったのかということがイメージできることが重要だと思う。独立行政法人のリスクのイメージは、独立行政法人のミッションの達成を阻害するものであって、その抽出や評価の体制として、内部統制委員会やその他の委員会があるということがわかるように、標準的なひな型を作ると良い。

・業務運営上のリスクを書くときのリソース自体は、既に独法の中にあると思うが、何をどこまで書けばいいのか、わかりにくいくらい部分だと思う。

・中期計画と年度計画とを対比して記載すると、これだけでも非常にわかりやすくなるが、中期計画の進捗状況もわかると、さらに良くなるのではないか。
また、標準的な様式の最後に勘定科目を記載する欄があるが、ここは法人特有の項目や独法特有の項目に焦点を絞った方がいいのではないか。

・例えば、毎年同じような事務をしっかりと実施することが大事な法人では、中期計画の進捗状況よりも、毎年同じことをしっかりと実施しているという情報の方

が大事になってくる。この場合には、そもそも進捗状況を書くより、自己評価を入れた方が良いのではないか。

- 既存の情報に関するところだが、財源の内訳と自己収入の明細という記載事項が設けられている。独法にとって、自己収入はとても大切なものだと思うので、その2つの情報がつながるようにするとわかりやすくなつてよいのではないか。
- 「業務の成果と使用した資源の対比」の箇所に行政コストを記載することになっているが、これはそれほど作業負担がないという理解でよいのか。そもそも行政コストの予算というものはあるのか。
- 法人の位置づけ、ミッション、中期目標と続いているが、政策から階層的に並べているという意味合いであるとすると、理事長の理念や運営方針等を前にもってきてもいいのではないかと感じた。
また、進捗状況の話に関連して、行政コストや財務諸表に関する情報のところに、過年度情報を1年分記載すると、昨年からの変化の有無がわかつていいのではないかと思うが、何かその場合の難しさはあるのか。
- 中期目標期間があるので、前回と今回の目標期間では情報の性質が異なるかもしれないし、目標期間中での過年度情報を記載する場合でも、目標変更があると性質が異なってしまうかもしれない。
また、Bの評価が普通な法人で、過年度情報をたくさん書くと、ずっと同じ評価が並んで、頑張っているのに、何も頑張っていないように見えるかもしれない。
- 理事長の理念や運営方針等には、目標とか戦略といった大きな話だけではなく、例えば職員行動指針なども入ってくるので、そういったことも踏まえて、書く順番を考えると良いのではないか。
- IT化で業務効率を向上させれば、実務をしている人たちの負荷が減つてくるので、そういった方向を含めてあげると良い。例えば、理事長の方針やリスク情報にメッセージを入れてあげたらどうか。
また、この独法では、どのくらいの自己収入を目指すのかといったことが書いてあると、財源構成から来る独法の特色が把握しやすくなると思う。
- ガイドラインの中に、今回の事業報告書の作成で、色々な情報を統合して、これを廃止するとか、もう既にあるものはリンクを貼って参照できるといったように、

業務効率の向上について示してあげると良いのではないか。

- ・作成の目安となる考え方が多くなると、それだけで、今回の事業報告書の作成によっても、簡素化が進まないのではないかと思われてしまうかもしれない。
- ・事業報告書を見ることで、その独法に、法令を背景とした独占的な自己収入があるのか、民業を圧迫しているのか、また運営費交付金でしか賄えないような事業がある場合には、それが効率的に行われているのか、こういったことが分かると良いと思う。
- ・会計基準を見直して、より一般的に分かりやすいものに近づけようとしているので、例えば、有価証券報告書のハイライト情報やトレンド情報といった開示も参考にしてはどうか。

【3 独立行政法人会計基準に係る論点の検討】

- 「独立行政法人会計基準に係る論点」に関する事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
- ・見返りという勘定は通常セットで使われるため、今回の場合は、退職給付引当金に対し、「退職給付引当金見返」という勘定科目がいいのではないか。
ただし、これに伴う収益については、通常、見返りの直後に収益を付けないので、「退職給付引当金見返に係る収益」とした方が良い。
- ・新たに計上される退職給付引当金の繰入額は、今までと同じ勘定科目を使うのか。B Sでは、退職給付引当金見返を見れば、退職給付引当金のうち、いくらが新しく計上された金額かわかるが、P Lについては、従来と同じ退職給付引当金繰入に入れてしまうと、該当金額がわかりにくいのではないか。
退職給付引当金見返に係る収益を見れば把握できるのかもしれないが、注記や附属明細、勘定科目名をわける方法もある。
- ・法人単位財務諸表では利益処分の書類が作成されていないが、今の法人単位財務諸表の体系でも、全体の繋がりはわかるようになっているのか。
- ・全体の繋がりは純資産変動計算書があるので、そちらのほうで反映されているということではないか。

- ・勘定科目に注釈を付ける方向でも良いと思うが、その場合には「独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目」にするのか、それとも「独立行政法人固有の勘定科目」にするのか、考えておく必要がある。例えば、会計処理に伴う勘定科目にする場合には、当期純利益にもその影響が含まれてしまうので、表現に留意すべきである。
- ・資本金見合いの減価償却相当額の注記については、B S注記としても良いし、純資産変動計算書注記としても良い。あるいは、両方に注記するということもあり得る。
- ・民間では、コストというと売上に対応するイメージがあり、費用というと目的に支出されるものというイメージがある。今回は、費用とその他コストに分けているので、これらの用語の定義がいるのではないか。
- ・全体が一度まとめたところでコスト、費用、あるいは原価について、用語の整合性を確認しておく必要がある。
- ・行政コスト計算書が2区分されて、「その他行政コスト」に注釈を付けるなら、もう一方の「損益計算書上の費用」にも注釈を付けたらどうか。例えば、通則法第44条に基づく費用といった表現が考えられるのではないか。
- ・過年度の会計処理の影響が反映されるため、監査可能性を考えておく必要がある。今回のケースでは、非常に過去の処理の修正となり、また結構な金額になる。監査可能性を考えた場合、主務省令に定めを置くというのは、修正すべき金額も含めて定めるイメージなのか。
- ・独立行政法人会計基準94について、特別の引当金を計上しないという意味は、要するに掛け金の負担だけでいいということで、基金の財政状態がどうなろうと、独法への影響は将来、来ないと理解していいのか。
- ・企業会計における複数事業主制度に類似していて、例外法のような処理をするとだとしたら、複数事業主制度の方がどうなっているのか見たいので、注記をすれば良いのではないか。

以上